

## 宇佐市土地所有者等関連情報の利用及び提供事務取扱要領

改正 令和6年7月1日用地第0701001号

(趣旨)

第1条 この要領は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成30年国土交通省令第83号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、法第43条の規定に基づき、市長が保有する土地所有者等関連情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために実施機関内部で利用し、又は土地所有者等関連情報を当該実施機関以外の者へ提供し、若しくは提供を求める場合における事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「情報提供担当部局」とは、市長部局において、地域福利増進事業等を実施しようとする者から法第43条第2項に基づく情報提供の求めを受け、請求者が土地所有者等を知る必要性の有無の判断等を行う部局をいう。

2 この要領において「事業部局」とは、市長部局において、地域福利増進事業等を実施しようとする部局をいう。

3 この要領において「情報保有部局」とは、市長部局において、土地所有者等関連情報を保有する部局をいう。

4 この要領において「請求者」とは、市長部局以外の者であって、地域福利増進事業等を実施するために、法第43条第2項の規定に基づき市長に対して土地所有者等関連情報の提供を求める者をいう。

(内部利用の手続)

第3条 事業部局又は情報提供担当部局は、法第43条第1項の規定に基づき土地所有者等関連情報を内部利用しようとするときは、第1号様式により情報保有部局に対して土地所有者等関連情報の提供を依頼するものとする。

2 情報保有部局は、前項の依頼に係る土地所有者等関連情報を保有している場合は、第2号様式により事業部局又は情報提供担当部局へ提供するものとする。

(請求者による情報提供請求の手続)

第4条 請求者が法第43条第2項の規定に基づき市長に対して土地所有者等関連情報の提供を求めるときは、規則第55条に定める手続により請求するものとする。

2 規則第55条第1項の情報提供請求書は、第3号様式による。

(情報提供担当部局の行う事務)

第5条 情報提供担当部局は、前条第1項の請求があったときは、情報提供請求書及び添付書類に基づき、請求者が土地所有者等を知る必要性の有無等の確認を行い、請求者が行った土地所有者等の探索の結果及び請求者の事業を実施する意思

の具体性等に鑑み、当該請求者が土地所有者等を知る必要性を判断するものとする。

- 2 情報提供担当部局は、前項の必要性があると認める場合は、第3条の規定により情報保有部局（請求に係る土地が農地である場合は、第7条第2項の規定により農業委員会）から請求に係る土地所有者等関連情報を取得し、第4号様式により請求者へ提供するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、情報提供担当部局は請求に係る土地所有者等関連情報を提供しないものとし、情報を提供できない旨及びその理由を第5号様式により請求者に対し通知するものとする。
  - 一 情報保有部局及び農業委員会が請求に係る情報を保有していない場合
  - 二 法第43条第3項に規定する本人の同意が得られなかった場合
- 4 情報提供担当部局が法第43条第3項の規定により本人の同意を求めるときは、第6号様式によるものとする。

（土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付手続）

第6条 請求者が市長に対して土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付を求めるときは、規則第56条に定める手続により請求するものとする。

- 2 規則第56条第2項の交付請求書は、第7号様式によるものとする。
- 3 情報提供担当部局は、第1項の請求があったときは、交付請求書及び添付書類に基づき、請求者が土地所有者等を知る必要性の有無等の確認を行い、請求者が行った土地所有者等の探索の結果及び請求者の事業を実施する意思の具体性等に鑑み、当該請求者が土地所有者等を知る必要性があると認める場合は、第8号様式により、請求者に対し証明書を交付するものとする。

（工作物設置者等に対する情報提供請求の手続）

第7条 事業部局が法第43条第5項の規定に基づき工作物設置者等に土地所有者等関連情報の提供を求めるときは、規則第57条に定める手続により請求するものとする。

- 2 情報提供担当部局が法第43条第5項の規定に基づき農業委員会に対し土地所有者等関連情報の提供を求めるときも前項と同様とする。
- 3 規則第57条第1項の情報提供請求書は、第9号様式による。

#### 附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年7月1日用地第0701001号）

この要領は、令和6年7月1日から施行する。